

特定非営利活動法人FITチャリティ・ラン定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人FITチャリティ・ランという。

2 この法人の英文名は、FIT For Charity Runとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、東京の金融機関および関連事業を展開する企業に所属する者が働き生活を営む地域社会において、社会的に意義ある活動をしているものの、認知度等の問題により十分な活動資金を確保できていない非営利団体への資金助成を行うことで、それらの団体の活動を支援し、様々な社会課題解決を促進することを目的とする。

資金助成の財源としてチャリティ・ランを企画運営し、企業および個人から幅広く寄付を集めることで、業界のより多くの人に地域活動団体を支援する機会を提供する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) チャリティ・ランの企画運営
- (2) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は正会員とし、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人は、入会金及び会費を徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上4人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長及び事務局長を兼務する理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長及び事務局長を兼務する理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した実費を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会、理事会、実行委員会の3種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言などの情報伝達の双方向及び即時性が確保されているものに限定。以下同じ)によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 各年の実行委員長2人及び副実行委員長8人以上16人以内の承認
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、理事会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(実行委員会の構成)

第37条 実行委員会には、東京都に営業所を有する金融サービスおよび関連事業を展開し、この法人の趣旨に賛同する企業を代表して、各社の従業員が参加できる。この法人が設立される直前のFITチャリティ・ランで実行委員会を構成した参加企業の従業員は、この法人が設立された初年度のFITチャリティ・ラン実行委員会に参加できる。新規参加を望む企業については、上記要件を満たしているかを、実行委員長および副実行委員長(企業スポンサー担当)で協議の上、参加の可否を決定する。

(実行委員会の権能)

第38条 実行委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 実行委員長2人及び副実行委員長8人以上16人以内を選任し、その承認を理事会へ付議
- (2) 総会及び理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) チャリティ・ランの企画運営に関する事項
- (4) その他総会および理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(実行委員会の開催)

第39条 実行委員会は、実行委員長が必要と認めたときに開催する。

(実行委員会の招集)

第40条 実行委員会は、実行委員長又は書記担当副実行委員長が招集する。

- 2 実行委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(実行委員会の議長)

第41条 実行委員会の議長は、実行委員長がこれにあたる。

(実行委員会の議決)

第42条 実行委員会における議決事項は、第40条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 実行委員会の議事は、実行委員会参加企業総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(実行委員会での表決権等)

第43条 参加企業各社の表決権は、平等なものとする。

- 2 実行委員会の議決について、特別の利害関係を有する実行委員会参加企業は、その議事の議決に加わることができない。

(実行委員会の議事録)

第44条 実行委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 実行委員会参加企業数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は、副実行委員長(書記担当)から実行委員会参加企業へ電磁的方法により送付されなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第46条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第47条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第48条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第49条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第51条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第52条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第53条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第54条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第55条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第56条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第57条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第59条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、電子広告として法人のホームページに掲載して行う。ただし、以下の場合には官報に掲載して行う。

- (1) 解散時の公告（法第31条の10第4項）
- (2) 清算中の破産手続き開始の公告（法第31条の12第4項）

第9章 事務局

(事務局の設置)

第61条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第62条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第63条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第64条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	堀 久美子
副理事長、事務局長	SCHAEFER TAIRA DAVID(シェーファー・平ダーヴィッド)
副理事長	BRIDGMAN ASTON JAMES(ブリッジマン・アストンジェームズ)
副理事長	FIELD JONATHAN CHARLES(フィールド・ジョナサンチャールズ)
副理事長	黄田 立文(コウダ リツブン)
監 事	岩崎 通也
監 事	佐藤 堯

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年7月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年5月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第51条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 F I Tチャリティ・ラン

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

役名	(フリガナ) 氏名	報酬の有無	役職名等
1 理事	ホリクミコ 堀久美子	無	理事長
2 理事	シェーファー・タイラダーヴィッド SCHAEFER TAIRA DAVID（シェーファー・平ダーヴィッド）	無	副理事長 兼 事務局長
3 理事	ブリッジマン・アストンジェームズ BRIDGMAN ASTON JAMES	無	副理事長
4 理事	フィールド・ジョナサンチャールズ FIELD JONATHAN CHARLES	無	副理事長
5 理事	コウダリツブン 黄田立文（レイモンド・ウォング）	無	副理事長
6 監事	サトウ タカシ 佐藤 克	無	
7 監事	イワサキ ミチヤ 岩崎 通也	無	
8			
9			
10			

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人F I Tチャリティ・ラン

1 事業実施の方針

FITチャリティ・ランの開催を通じて、支援先団体に対する寄付金を最大化する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 53,905 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
チャリティ・ランの企画運営	(1) 企業スポンサー（寄付金）の募集 前年度企業スポンサーへの継続支援の依頼、新規企業スポンサーに対するマーケティング等	通年	実行委員会・メール・SNS	イベント企画 約70名 参加者 約5千人	東をに 関中心動 活する非 利営 団体	8団体予 定	53,905
	(2) 協力企業の募集（チャリティ・ラン開催に必要な物品の寄付募集） 前年度協力企業への継続支援の依頼、新規協力企業の開拓等	通年	実行委員会・メール	当日ボランティア 約400名			
	(3) 助成先団体の募集・審査・投票の運営 審査・推薦基準の策定、助成候補団体の推薦権会を持つ企業への説明会の開催、推薦団体の審査、審査を通過した候補団体の投票プロセス運営、実行委員会での助成先団体の決定	通年	実行委員会・メール				
	(4) チャリティ・ランの企画・参加者（寄付金）募集・開催 会場・コース決定、参加者募集、ボランティア募集、当日イベント運営	2025年 12月 予定	明治神宮 外苑				
	(5) FIT公式Tシャツの製作と販売、チャリティ・ラップルの販売（収益を寄付金に充当） 今年のロゴ募集、投票によるロゴ決定、チャリティ・ラップルの景品募集、当日の販売運営	通年	チャリティ・ラン 会場				
	(6) 助成先団体の事業を紹介する記事作成やイベント開催 前年助成団体へのインタビュー実施・記事化・公開、参加者募集を企図したイベント企画・運営	通年	団体HP・SNS、 オンライン				

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人F I Tチャリティ・ラン

1 事業実施の方針

FITチャリティ・ランの開催を通じて、支援先団体に対する寄付金を最大化する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 54,205 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
チャリティ・ランの企画運営	(1) 企業スポンサー（寄付金）の募集 前年度企業スポンサーへの継続支援の依頼、新規企業スポンサーに対するマーケティング等	通年	実行委員会・メール	イベント企画 約70名 参加者 約5千人	東心をにす 関中動非 活利団体	8団体予 定	54,205
	(2) 協力企業の募集（チャリティ・ラン開催に必要な物品の寄付募集） 前年度協力企業への継続支援の依頼、新規協力企業の開拓等	通年	実行委員会・メール	当日ボランティア 約400名			
	(3) 助成先団体の募集・審査・投票の運営 審査・推薦基準の策定、助成候補団体の推薦権会を持つ企業への説明会の開催、推薦団体の審査、審査を通過した候補団体の投票プロセス運営、実行委員会での助成先団体の決定	通年	実行委員会・メール				
	(4) チャリティ・ランの企画・参加者（寄付金）募集・開催 会場・コース決定、参加者募集、ボランティア募集、当日イベント運営	2026年 12月 予定	明治神宮 外苑				
	(5) FIT公式Tシャツの製作と販売、チャリティ・ラップルの販売（収益を寄付金に充当） 今年のロゴ募集、投票によるロゴ決定、チャリティ・ラップルの景品募集、当日の販売運営	通年	チャリティ・ラン 会場				
	(6) 助成先団体の事業を紹介する記事作成やイベント開催 前年助成団体へのインタビュー実施・記事化・公開、参加者募集を企図したイベント企画・運営	通年	団体HP・SNS、 オンライン				

令和7年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 F I Tチャリティ・ラン

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費		0	
2 受取寄附金			53,000,000
受取寄附金		53,000,000	
3 受取助成金等			0
受取補助金		0	
4 事業収益			1,500,000
チャリティ・ランの企画運営		1,500,000	
5 その他の収益			10,000
受取利息		10,000	
経常収益計			54,510,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
(2) その他経費			53,905,000
チャリティ・ラン運営経費		10,000,000	
銀行手数料		5,000	
支払寄付金		43,900,000	
事業費計			53,905,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
(2) その他経費			290,000
通信費		10,000	
事務所賃貸料		20,000	
システム費用(Google / HP)		90,000	
D&O保険料		100,000	
銀行システム使用料		20,000	
法人化費用		50,000	
管理費計			290,000
経常費用計			54,195,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			315,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			315,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
設立時正味財産額・・・⑤			51,414
次期繰越正味財産額③－④+⑤			296,414

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 F I チャリティ・ラン

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			0
正会員受取会費		0	
2 受取寄附金		53,000,000	53,000,000
受取寄附金			
3 受取助成金等		0	0
受取補助金			
4 事業収益		1,500,000	1,500,000
チャリティ・ラン運営収益			
5 その他の収益		10,000	10,000
受取利息			
経 常 収 益 計			54,510,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
(2) その他経費			54,205,000
チャリティ・ラン運営経費	10,000,000		
銀行手数料	5,000		
支払寄付金	44,200,000		
事業費計			54,205,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
(2) その他経費			240,000
通信費	10,000		
事務所賃貸料	20,000		
システム費用(Google / HP)	90,000		
D&O保険料	100,000		
銀行システム使用料	20,000		
管理費計			240,000
経 常 費 用 計			54,445,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			65,000
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			65,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000	
前期繰越正味財産額・・・⑤		296,414	
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤			291,414

特定非営利活動法人FITチャリティ・ラン設立趣旨書

FITチャリティ・ランは、平成17年に任意団体として活動を開始し、同年9月に開催した第1回のFITチャリティ・ラン以降、毎年チャリティ・ランを開催している。

FITチャリティ・ランは、東京の金融機関および関連事業を展開する企業に所属する者が働き、生活を営む社会において活動する非営利団体の支援を同業界全体で取り組むことを目的とする。金融サービスおよび関連事業を展開する企業で働く有志が設立し、運営する。さらに、金融業界が一丸となって社会貢献に取り組む姿勢を示すこと、各企業・グループ内でチームワークを強化すること、業界内のつながりを促進することなども活動の目的に掲げている。

FITチャリティ・ランは、地域に根ざした、社会的に意義ある活動をしているものの、認知度等の問題により十分な活動資金を確保できていない団体への寄付を通じて、それらの団体の基盤強化や事業発展を支援する。業界のより多くの人に地域活動団体を支援する機会を提供するとともに、チャリティ・イベントや地域活動団体への参加を呼びかけることによって社会貢献に努める。

令和6年の第20回FITチャリティ・ランまでの20年間で、152の非営利活動団体へ約11億円を寄付した。ボランティアのみで運営されていることもあり、集めた累計寄付金の約90%を支援先団体へ寄付した。例年、東京都、日本経済新聞、朝日新聞から後援を頂いており、社会的認知も広がっている。

FITチャリティ・ランの活動は、コロナ期間中もオンライン開催として継続した。一旦、参加企業・参加者数は落ち込んだものの、コロナ後には以前の水準まで回復し、毎年新たな参加企業が増えるなど活動を拡大している。任意団体のままでは社会的な信頼に欠くことや、参加企業である金融機関や連事業を展開する企業の、年々高まる審査基準に対応していくことは困難である。より持続可能な組織運営、団体としてのリスク管理などを強化する目的で、設立20年を記念し法人化することを決めた。

法人化後は益々、様々な社会課題へ取り組んでいる非営利活動団体への資金助成を通じた社会貢献を継続することを目指す。

申請に至るまでの経緯

平成16年12月	スマトラ島沖で発生した地震・津波を機に任意団体「FITチャリティ・ラン」発足
平成17年9月	第1回FITチャリティ・ラン開催
令和6年9月	第20回FITチャリティ・ラン開催
令和7年5月27日	特定非営利活動法人FITチャリティ・ランの設立総会開催

令和7年5月31日

設立代表者

氏名 堀 久美子